

破産・免責申立事件(代理人弁護士申立て)の郵券・予納金・収入印紙一覧表

1. 予納郵便切手(本庁)

- この記載は本庁の取扱いです。管内各支部については、後記4. 予納郵便切手(支部)をご参照ください。

①個人同時廃止事件	②法人, 個人管財事件	③債権者申立	④抗 告
下記の封筒に貼付した分のみです。	82円×10枚 10円×10枚	500円×10枚 100円×10枚 82円×50枚 50円×5枚 20円×15枚 10円×10枚 5円×6枚 2円×10枚	500円×4枚 82円×2枚 50円×2枚 20円×4枚 10円×4枚 5円×2枚 1円×6枚
	計920円分	計10,800円分	計2,400円分

- ①②については、債権者・税金等の滞納庁・保証人(管財事件などの場合で、債務者《売掛先, 貸付先等》がいる場合には債務者)の宛名を記載した封筒各1通及び申立人代理人宛封筒2通(それぞれ82円切手を貼付したもの)を提出してください。なお、封筒は長形3号(縦約235^{mm}×横約120^{mm})のものを用意してください(裏面には何も加えて書かないでください)。
- 大規模管財事件(債権者100名以上)の場合は、事案に応じ、必要な分を追加で予納していただくことがあります。

2. 予納金(本庁)

- この記載は本庁の取扱いです。管内各支部については、当該支部にお問い合わせください。

- ① 個人同時廃止……………10,584円
- ② 少額管財事件(官報公告費用のみ予納)※
法人管財事件……………13,197円
個人管財事件……………13,834円

※ 管財人への引継予納金は、申立人代理人から直接引き継いでください。最低額は20万円です。ただし、当該管財業務の困難性に応じて、20万円を超える額を引き継いでいただくこともあります。

- ③ 大規模管財事件及び債権者申立事件は、下記の表記載のとおりです。

負 債 総 額	法 人		個 人	
	債務者申立	債権者申立	債務者申立	債権者申立
5000万円未満	70万円	100万円	50万円	80万円
5000万円以上 1億円未満	100万円	200万円	80万円	150万円
1億円以上 5億円未満	200万円	300万円	150万円	250万円
5億円以上 10億円未満	300万円	400万円	250万円	400万円
10億円以上 50億円未満	400万円	500万円	400万円	500万円
50億円以上 100億円未満	500万円	700万円	500万円	700万円
100億円以上 250億円未満	700万円	800万円	700万円	800万円
250億円以上 500億円未満	800万円	1000万円	800万円	1000万円
500億円以上 1000億円未満	1000万円	1000万円以上	1000万円	1000万円以上
1000億円以上	1000万円以上			

3. 収入印紙

申立種別	貼用印紙	根拠
(準)自己破産手続開始申立	1,000円	民訴費3 I 別表第1の16
債権者申立	20,000円	民訴費3 I 別表第1の12
免責許可申立	500円	民訴費3 I, IV 別表第1の17ホ
抗告申立(破産に関するもの)	※	民訴費3 I 別表第1の18(1), (4)
抗告申立(免責に関するもの)	1,000円	民訴費3 I 別表第1の18(4)

※ (準)自己による申立ての場合は1,500円, 債権者申立ての場合は1,000円

4. 予納郵便切手(支部)

支 部	同時廃止事件(管内共通)	管財事件(大規模管財・債権者申立てを除く。)
川崎	債権者一覧表記載の債権者, 保証人, 税金等の滞納庁宛の封筒(長形3号)に82円切手を貼ったもの 各1通 申立人(代理人・司法書士)宛の封筒(長形3号)に82円切手を貼ったもの 3通(※)	債権者一覧表記載の債権者, 保証人, 税金等の滞納庁宛の封筒(長形3号)に92円切手を貼ったもの 各1通 申立人(代理人・司法書士)宛の封筒に82円切手を貼ったもの 2通(※) 債務者(売掛先, 貸付先等)がいる場合には, 債務者の宛名を記載した封筒に82円切手を貼ったもの 各1通 82円×10枚(法人の場合) 82円×5枚(自然人の場合)
相模原	同上	債権者一覧表記載の債権者, 保証人, 税金等の滞納庁宛の封筒(長形3号)に92円切手を貼ったもの 各1通 申立人代理人宛封筒(切手不要)×4通 債務者(売掛先, 貸付先等)がいる場合には, 債務者の宛名を記載した封筒に82円切手を貼ったもの 各1通 310円×4枚, 82円×20枚, 10円×10枚, 5円×4枚, 1円×10枚
横須賀	同上	債権者一覧表記載の債権者, 保証人, 税金等の滞納庁宛の封筒(長形3号)に82円切手を貼ったもの 各1通 申立人(代理人・司法書士)宛の封筒に82円切手を貼ったもの 3通(※) 債務者(売掛先, 貸付先等)がいる場合には, 債務者の宛名を記載した封筒に82円切手を貼ったもの 各1通 100円×5枚, 82円×10枚, 20円×5枚, 10円×10枚, 1円×10枚
小田原	同上	債権者一覧表記載の債権者, 保証人, 税金等の滞納庁宛の封筒(長形3号)に82円切手を貼ったもの 各1通 申立人(代理人・司法書士)宛の封筒に82円切手を貼ったもの 3通(※) 82円×20枚 10円×20枚

※ 申立人代理人宛の封筒について, 窓口申立てや電子納付など予納金納付に際し, 保管金提出書の郵送を要しない場合には1通分減らすことができる(参考:3通→2通, 2通→1通)。

○ 各支部における大規模管財・債権者申立事件の予納郵便切手については, 当該各支部にお問い合わせ下さい。